

令和7年度大分県生涯スポーツ協会指導者等派遣事業実施要領

1 趣 旨

県民の運動・スポーツ活動の推進と加盟団体種目の普及を図るため、大分県生涯スポーツ協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）の指導者等が、学校地域のスポーツクラブ等（以下「団体」という。）を訪問して実技指導を行うもの。

2 実施期間

令和7年5月1日～令和8年2月末

3 実施回数

同一団体における実施回数の制限は設けない（予算の範囲内）が、定期的に行う教室等への派遣は行わないものとする。

4 指導内容及び時間

指導内容は「各種団体指導内容等一覧表（別紙）」のとおりとし、指導時間は1回あたり2時間程度とする。

5 派遣の対象となる団体

原則として、幼稚園・保育園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、市町村・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブ等とする。

（1団体あたり、20名以上が望ましい）

【派遣対象の活動例】

- ◇学校の授業や部活動、スポーツ少年団の活動
- ◇幼児、児童、生徒の放課後の活動やPTAの活動
- ◇総合型地域スポーツクラブの体験会やイベント
- ◇市町村行政や社会福祉協議会が運営するスポーツイベント
- ◇大分県と包括連携協定されている企業のレクリエーション 等

6 派遣に要する経費

予算の範囲内で派遣する講師2名分まで、謝金及び交通費を本協会が負担する。

なお、3名以上の指導者の派遣を希望する場合は、別途協議する。

7 会 場

会場の確保及び設営は、指導者の派遣を希望する団体が行うものとする。

8 申込み方法・申込期間等

指導者の派遣を希望する団体は、「申込書（別紙様式①）」に必要事項を記入し、郵送またはFAX、E-mailのうち、いずれかの方法で事業実施希望日のおよそ1ヶ月前を目処に申込みこと。また、派遣事業実施後10日以内に「報告書（別紙様式②）」を申込書と同様の方法で提出すること。

9 実施方法等の決定

大分県生涯スポーツ協会事務局及び加盟団体と指導者の派遣を希望する団体が協議・調整の上、運営方法や日程等詳細を決定する。